

第 833 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 5 年 6 月 20 日開催

紫波町農業委員会

第 833 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 833 回紫波町農業委員会総会は、令和 5 年 6 月 20 日、紫波町役場に招集された。

1 開催日時 令和 5 年 6 月 20 日(火) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 12 分

2 開催場所 紫波町役場 201 会議室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 3 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について

日程第 7 議案第 4 号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について

日程第 8 議案第 5 号 農用地利用配分計画案に対する意見の決定について

日程第 9 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

4 出席委員 (11 名)

1 番	佐藤武士君	2 番	菅川正君
3 番	高橋伸夫君	5 番	横沢一則君
6 番	玉山泉君	7 番	佐藤廣志君
8 番	工藤姫子君	9 番	藤原和夫君
10 番	滝浦新悦君	11 番	中村成志君
12 番	岡市充司君		

5 欠席委員 な し

6 遅刻委員 な し

7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長 藤根 あけみ 君

事務局次長 工藤 信 吾 君

主任 横 沢 三重子 君

○事務局長（藤根あけみ君）

ただ今から、第 833 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

皆様ご苦労様です。田植えもほぼ終わり、11日には東北北部も梅雨入りしたという発表がありました。このところあまりいい天気が長続きしません、次第に暑くなりつつあります。

テレビや新聞では依然として、連日ウクライナ情勢と新型コロナウイルス関連のニュースが続いています。新型コロナウイルスについては、5月8日の分類変更後、少しずつ感染者が増えつつありますが、懇親会などは徐々にコロナ以前に戻りつつあります。私は6回目のワクチン接種も済みましたが、コロナに対しては気を抜くことなく、しかし過剰にならず暮らしていきたいと思っています。

我々農業委員、農地利用最適化推進委員の任期も残すところあと1ヶ月となりました。この3年間は新型コロナウイルスの影響もあり、ほぼ中断した様な状態の「農地利用の最適化の実施」については「地域計画の策定」と名前を換えて令和7年3月までに地図を落とし込むよう言われています。委員の皆様方は些細なことでも日々の活動を活動日誌に記入し、報告して頂きたいと思います。

それでは本日の総会審議、よろしくお願いいたします。

○事務局長（藤根あけみ君）

ありがとうございます。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長に任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長にお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は、各項目についてご唱和をお願いします。
（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

それでは、議案1ページをお開きください。業務報告をいたします。
（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。
これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において2番菅川正委員、3番高橋伸夫委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が11件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について

報告第3号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について
事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをお開きください。

報告第1号、農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約の通知が1件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

ページ改めまして、報告第2号、農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出が8件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

ページ改めまして、報告第3号、紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出が2件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 7 ページと農地法関係調査資料の 1 ページから併せてご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明します。

（議案書朗読）

この案件につきましては、6 月 14 日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について、本会のご審議、よろしくをお願いします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8 番委員。

○8 番（工藤姫子君）

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

今回農地調整小委員会では、3 件について審議しております。

また、農地法第 3 条の許可要件については、お手元に配付されている 農地法第 3 条調査書の要件を審査しております。

付議番号 1 番は、所有者が畑の管理が困難となったため、隣接する農地を耕作している■■■さんが買い受けるものです。譲受人の■■■さんは花卉を栽培している認定農業者であり、耕作管理は問題がないものと思われま

す。付議番号 2 番は、相続で農地を取得した■■■さんから、■■■さんが就農するために空家と周辺農地を取得するものです。■■■さんは新規就農者としてトマト栽培の研修を終え、妻と 2 人で農業を営む予定であり、担い手として期待されます。

付議番号 3 番の譲渡人である■■■さんは、県外在住で空家と周辺農地の管理が困難であることから、宅地と農地を合わせて■■■さんが買い受けるものです。■■■さんは農機具一式を所有しており、この売買とともに、宅地に付随する農地の整備を行うことから、農地が有効に活用されるものと思われま

す。以上につきまして、状況については調査書に記載されています。農地調整小委員会の審議では、原案のとおり許可すべきとしたものです。以上が審議経過でございます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 9 ページをご覧ください。議案第 2 号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

以上の案件につきましては、農地調整小委員会でご審議いただき、農業経営基盤強化促進法第 18 条に規定された要件を満たしているとご判断いただいております。同意の上は 6 月 26 日公告となります。よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8 番委員。

○8 番（工藤姫子君）

議案第 2 号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。本案は、新規 2 件の審議です。

付議番号 1 番の当該農地は、今まで田植えと刈り取りを■■■■■■■■に作業委託していた農地であります。所有者の■■■■さんが高齢で体力的に耕作が困難となり、後継者もないことから全面的に■■■■■■■■に依頼をすることにしましたものです。■■■■■■■■は地域の中心となる経営体であり問題がないと思われま

す。付議番号 2 番は、新規で就農する■■さんが、■■さんの共有名義の農地を借り受けて野菜を栽培するものです。■■さんは機械関係の仕事で退職した後、自身が農機具を所有していたことから地域の農地の耕起作業を請け負っており、耕作管理には問題がないと思われま

す。農地調整小委員会では、今回の案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に定める要件を満たしており、利用権設定後においても営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定については、原案に同意することと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案 10 ページをお開きください。併せて調査資料 7 ページ以降に位置図を掲載しておりますのでご覧ください。

議案第 3 号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について 3 件の申請が出されております。

（議案書朗読）

本件につきましては、農地調整小委員会において審議されております。同意の上は、6 月 26 日に公告予定です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8 番委員。

○8 番（工藤姫子君）

議案第 3 号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号 1 番と 2 番は、■■■■さんが買い受けるものです。1 番の■■■さんは町外在住のため通作が困難であり、また 2 番の■■さんも自宅から遠くの農地のため隣接する農地を耕作している■■さんが買い受けるものです。当該農地は今まで■■さんが耕作をしていた農地であり、農機具一式を所有している認定農業者であるため、耕作管理は問題がないものと思われます。

付議番号 3 番は、議案第 1 号の 2 番の所有権移転と同じ案件であります。相続で農地を取得した■■さんから、就農するために■■■さんが空家と周辺農地を取得するものです。

農地調整小委員会では、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に定める要件を満たしており、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 3 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定については、
原案に同意することと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 3 号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 7 議案第 4 号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 11 ページをご覧ください。議案第 4 号、農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認についてご説明します。

(議案書朗読)

本件につきましては、6月14日に農地調整小委員会において審議されております。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8 番委員。

○8 番 (工藤姫子君)

議案第４号、農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号 1 番の農地は、以前から■■■■■■■■■■が借り受けていた農地であり、相対契約から中間管理事業の契約に再設定するものです。

付議番号２番は、■■■さんが農業の規模を縮小することから、■■さんに耕作を依頼するものです。

当該農地の転貸を受ける■■■■■■■■■■と■■■■■さんは、地域の中心となる優良な農業経営体で、地域の担い手としての実績もあり、営農継続性が認められていることから問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 4 号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 4 号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 8 議案第 5 号 農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 12 ページをご覧ください。議案第 5 号、農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてご説明します。

（議案書朗読）

本件につきましては、6 月 14 日に農地調整小委員会において審議されております。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8 番委員。

○8 番（工藤姫子君）

議案第 5 号、農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

本案件は、すでに配分されている農地について、配分先を変更しようとするものであります。

付議番号 1 番は、■■■さんが買い受ける農地と隣接している農地であり、一体的に利用するため配分先を■■■■■■■■■■から変更するものです。

付議番号 2 番の農地は、■■■■■■■■■■が耕作しているエリアにあることから、耕作の効率を考慮し、関係者との協議により配分先を変更するものであります。

当該農地の転貸を受ける■■■■■さんと■■■■■■■■■■は、地域の中心となる優良な農業者で、地域の担い手としての実績もあり、営農継続性が認められていることから問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 5 号 農用地利用配分計画案に対する意見の決定については、原案に同意することと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 5 号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 9 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明します。議案書は 13 ページをご覧ください。申請件数は 4 件、そのうち所有権移転によるものが 2 件、使用貸借によるものが 2 件です。

（議案書朗読）

本件につきましては、6 月 14 日に現地調査を行っております。申請に対する本会意見の決定につきましてよろしくご審議をお願いします。説明は以上です。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

8 番委員。

○8 番（工藤姫子君）

議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、6 月 14 日に、山田英夫推進委員、吉田夏生推進委員、私と事務局 4 名で現地を調査して参りましたのでご報告いたします。

付議番号 1 番は、宅地開発予定地の隣接地ということです。試掘終了後に本格調査ということで周辺の水路には影響がなしと見て参りました。ただし、資材庫のプレハブが 2 棟設置されておりました。

付議番号 2 番は、CAA の向かいの道を入ったところでありまして、住宅と企業に挟まれた農地であります。草刈りのみはされてありまして管理されている不耕作地ということで周辺への影響はないものと見て参りました。

付議番号 3 番は、4 号線に面しており、住宅地の間に取り残された田で、田植えがされておりました。今年の収穫後に転用されるということで周辺に影響はないものと見て参りました。

付議番号 4 番は、桜町の旧国道に面し、周りは住宅地に囲まれ、残された農地で不耕作地であります。隣接する宅地とすでに一体化している更地となっております。

以上、現地調査の報告でございます。よろしくご審議ください。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、
原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 6 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 833 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 12 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員